

### 旧優生保護法 について

昭和 23年(1948年) から 平成 8年(1996年) までの 旧優生保護法  
 に 基づき 多くの 方々が 優生上の 見地 から 特定の 疾病 や 障がい  
 を 有する こと 等を 理由 に 生殖 を 不能 にする 手術 もしくは 放射線  
 照射 又は 人工妊娠中絶 を 強いられて 子を 産み 育てる か 否か に  
 ついて 自ら 意思決定 する 機会 を 奪われ 耐え 難い 苦痛 と 苦難 を  
 受けられて きました。

これらの 被害 を 受けた 方々 に対して 国 は 責任 を 認め 謝罪 し  
 ました。

### 受付・相談 窓口

熊本県 旧優生保護法補償金等 受付・相談 窓口

☎ 電話番号 096-333-2352

📠 ファックス 096-383-1427

✉ メール [yuusei@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:yuusei@pref.kumamoto.lg.jp)

🕒 受付時間 8:30~17:15

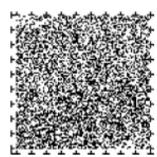
(月曜日 から 金曜日。土日・祝日 年末年始 を 除く。)

📍 所在地 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県庁新館4階

※来庁 での 相談 を ご希望 される 場合は 事前 に ご連絡 ください。

熊本県サイト

「旧優生保護法補償金等 の 相談・請求手続き 等 について」  
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/35/76117.html>



他県 へ の ご相談 窓口 は 各都道府県 の ホームページ を ご覧 ください。

旧優生保護法 による  
 優生手術 や  
 人工妊娠中絶 など  
 を 受けられた 方と  
 ご家族 へ



### 対象 となる 方 に 補償金 等 を 支給 します。

令和 7年(2025年) 1月 から 「旧優生保護法補償金等支給法」  
 による 補償 が 始まりました。

この 法律 は 旧優生保護法 により こども が できなくなる 手術 や  
 お腹 の 中の 赤ちゃん が 産まれない ように する 手術 を 受けた

こと で 身体 や 心 に 大きな 苦しみ や 痛み を 受けた 方々 に  
 対して 補償金 等 を 払う こと を 定めて います。

旧優生保護法 に 基づき 手術 等 を 受けられた 方 は もちろん

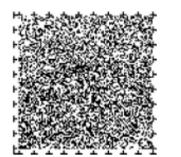
その 家族 も 被害者 です。

請求 に あたって 弁護士 の サポート を 受けられます ので

安心 して 相談 して ください。



このマークは、視覚に頼れない方などが使う  
 音声コード(Uni-Voiceコード)です。



きゅうゆうせい ほごほう ゆうせいしゅじゅつ など う ほしょうきん など  
**旧優生保護法により優生手術等を受け補償金等を受けとることができる人はどのような人ですか？**  
 また受け取る補償金等はいくらですか？



※ 母体保護・疾病の治療・経済的理由等優生思想によらない理由で手術や人工妊娠中絶を受けた方は除きます。

**補償金 (ほしょうきん)**

● **こどもができなくなる手術などを受けた人** ▶ **1500万円**

● **こどもができなくなる手術などを受けた人の結婚相手** ▶ **500万円**

※ 本人が亡くなっている場合にはその家族(配偶者子父母孫祖父母兄弟姉妹曾孫又は甥姪)が受け取ることができます。

**優生手術等一時金 (ゆうせいしゅじゅつ とう いちじきん)**

● **こどもができなくなる手術などを受けた人** ▶ **320万円**

※ 補償金を受けた場合も受け取ることができます。

**人工妊娠中絶一時金 (じんこう にんしん ちゅうぜつ いちじきん)**

● **おなかの中の赤ちゃんが産まれないようにする手術を受けた人** ▶ **200万円**

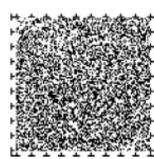
※ 優生手術等一時金を受けた場合は受け取ることができません。

**いつまで手続きができますか？**

**令和12年(2030年)の1月16日までです。**

裏面の熊本の相談窓口にご相談ください。

ご希望があれば手続きを弁護士が無料でお手伝いします。



くまもとけん きゅうゆうせい ほごほう ほしょうきん とう **Q&A**  
**熊本県旧優生保護法補償金等 Q&A**

**Q 請求書(様式)はどこで入手できますか？**

熊本県やこども家庭庁のホームページからダウンロードできます。  
 またご希望に応じて熊本県の相談窓口から郵送することもできますのでご連絡ください。

**Q 補償金等の支給はどうやって決まりますか？**

くに設置された認定審査会で請求書類の審査が行われ審査の結果認定された場合に補償金等が支払われます。  
 ※ 審査の結果が出るまで数か月かかる場合があります。  
 ※ 審査後請求者へ認定通知または不認定通知を送付します。



**Q どのような書類を準備すればいいのですか？**

請求する種類等によって異なります。詳細は熊本県やこども家庭庁のホームページから確認いただくか熊本県の相談窓口にご相談ください。  
 また手続きを無料でお手伝いするサポート弁護士の紹介も行っています。

**Q サポート弁護士はどのようなことをしてくれるのですか？**

【請求書類の作成支援】  
 複雑な請求書類の記入をサポートし必要な添付資料の確認も行います。  
 【証拠収集の支援】  
 手術を受けたことを証明する資料(カルテ診療記録等)の収集を手伝います。

**Q 手術を受けた病院がなくなっても請求できますか？**

請求できます。病院の場所や手術をした時期手術をした理由等覚えている範囲で教えてください。

